

高齢者虐待・身体拘束 について

高齢者虐待防止について

令和3年4月の制度改正により、**入所者・利用者の人権の養護、虐待の防止等のため、必要な整備を行う**とともに、従業者に対しては、研修を実施する等の措置を講じなければならない旨を規定しておく必要がある。（令和6年3月31日までは努力義務）

1. 高齢者虐待防止とは

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律によると、
高齢者に対する①養護者による虐待行為②要介護施設従事者等による虐待行為をいう。

2. 高齢者とは

65歳以上のもの

3. 養護者とは

高齢者を現に養護するものであって要介護施設従事者等以外のもの

4. 要介護施設従事者等とは

養介護施設又は養介護事業の業務に従事するもの

※有料老人ホームとしての届け出の有無にかかわらず、老人福祉法に定める有料老人ホームに該当する施設であれば、そこで業務に従事する者は、養介護施設従事者等に該当する。

2. 養介護施設従事者等による高齢者虐待の定義

類型	定義	具体例
身体的虐待	高齢者の身体に外傷を生じ、又は生じる恐れのある暴行を加えること。	殴る、物を投げる、医学的判断に基づかない痛みを伴うようなりハビリの強要、無理にひきずる、無理やり食事を口に入れる、ベッドに縛り付ける、意図的に薬を過剰に服用させるなど
介護・世話の放棄・放任	高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置など養護を著しく怠ること。	日常的に著しく不衛生な状態で生活させる、体位の調整や栄養管理を怠る、病気の状態を放置する ナースコールを使用させない、高齢者に対して行われる暴力・暴力行為を放置するなど
心理的虐待	高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える行動を行うこと。	怒鳴る、脅かすなど、「死ね」「臭い」「汚い」と言う、ナースコールを無視する、本人の意思・状態を無視しておむつを使用する・食事の全介助をする生活に必要な道具の使用を制限する、外部との連絡を遮断させるなど
性的虐待	高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。	下半身を裸にして放置する、人前でおむつを交換する、性的行為を強要するなど
経済的虐待	高齢者の財産を不当に処分することその他高齢者から不当に財産上の利益を得ること。	日常的に必要な金銭を使わせない、預貯金を無断で使用するなど

**職員は高齢者虐待だと思っていないことが
実は虐待にあたることがあります！**

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律の概要

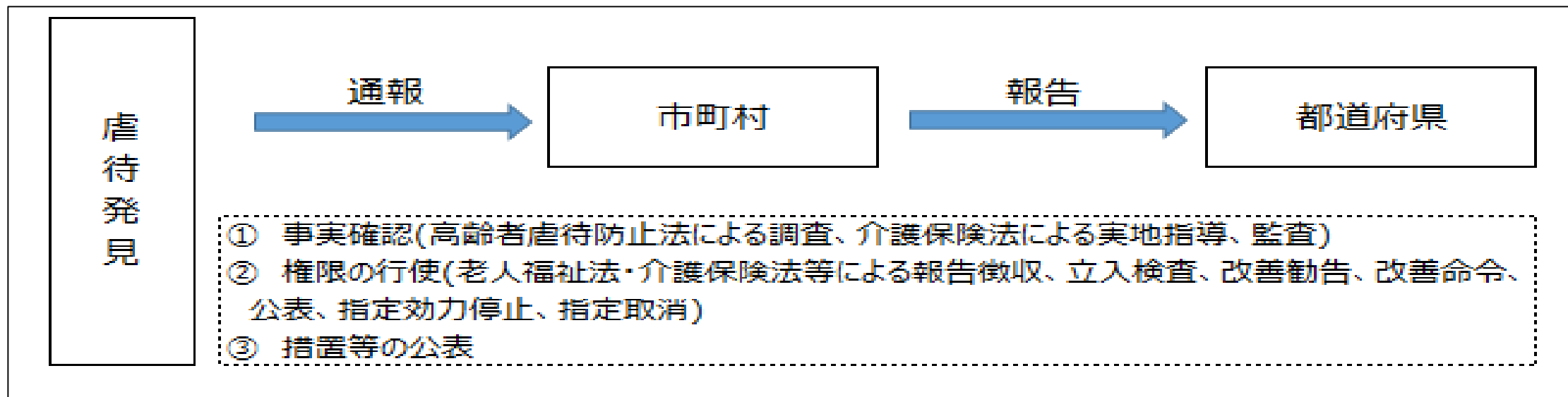
【目的】(法第1条)

高齢者虐待が深刻な状況にあり、高齢者の尊厳保持のため虐待防止を図ることが重要であることから、虐待防止等に関する国等の責務、虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援の措置等を定めることにより、高齢者虐待の防止に係る施策を促進し、もって高齢者の権利利益の養護に資すること。

【定義】(法第2条)

- ・「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。(65歳未満の養介護施設入所等障害者を含む)
- ・「高齢者虐待」とは、①養護者による高齢者虐待②養介護施設従事者等による高齢者虐待をいう。
- ・高齢者虐待の類型は身体的虐待、介護・世話の放棄・放任、心理的虐待、性的虐待、経済的虐待

【養介護施設従事者等による高齢者虐待への対応の流れ】(法第20～25条)



養介護施設従事者等の責務

1 高齢者虐待の早期発見(法第5条)

「養介護施設従事者等、高齢者福祉に職務上関係のある者は、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めなければならない」

2 養介護施設従事者等による高齢者虐待防止のための措置(法第20条)

- ・ 養介護施設従事者等による高齢者虐待防止のための措置
- ・ 苦情処理体制の整備
- ・ その他的高齢者虐待の防止等のための措置

3 通報義務(法第21条)

- ・ 養介護施設従事者等は、高齢者虐待を発見したら市町村等に通報する義務がある。
- ・ 高齢者虐待の相談・通報を市町村に行う際は、守秘義務違反にはならない。
- ・ 高齢者虐待の通報・相談をしたことによって解雇などの不利益な扱いを受けない。

通報義務があることの周知と管理者が職員から報告を受けた場合も市に報告すること。市と事業者で協力して事案の対応・解決を図る！

養介護施設従事者等による虐待に係る統計(令和3年度厚生労働省調査より)

表 1 高齢者虐待の判断件数、相談・通報件数（令和 2 年度対比）

	養介護施設従事者等（※1）によるもの		養護者（※2）によるもの	
	虐待判断件数 （※3）	相談・通報件数 （※4）	虐待判断件数 （※3）	相談・通報件数 （※4）
令和 3 年度	739 件	2,390 件	16,426 件	36,378 件
令和 2 年度	595 件	2,097 件	17,281 件	35,774 件
増減 （増減率）	144 件 （24.2%）	293 件 （14.0%）	-855 件 （-4.9%）	604 件 （1.7%）

増加傾向
にある

※1 介護老人福祉施設など養介護施設又は居宅サービス事業など養介護事業の業務に従事する者

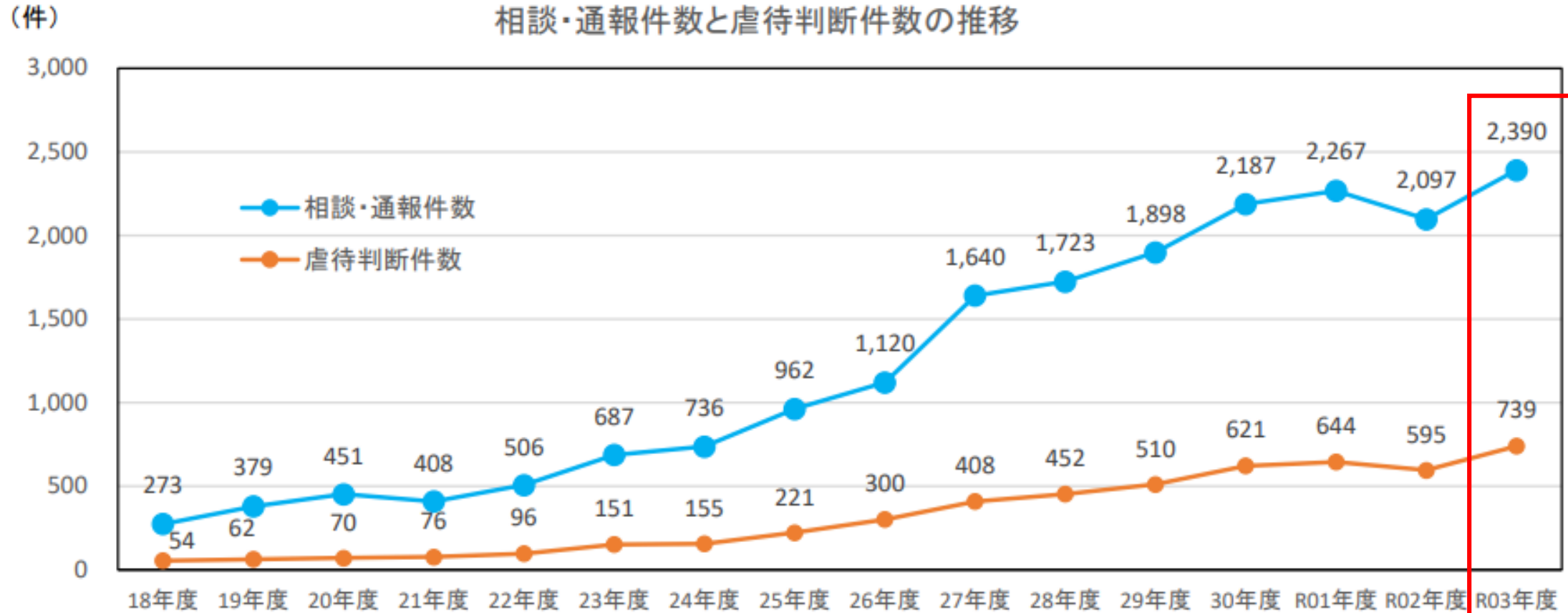
※2 高齢者の世話をしている家族、親族、同居人等

※3 調査対象年度（令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日）に市町村等が虐待と判断した件数（施設従事者等による虐待においては、都道府県と市町村が共同で調査・判断した事例及び都道府県が直接受理し判断した事例を含む。）

※4 調査対象年度（同上）に市町村が相談・通報を受理した件数

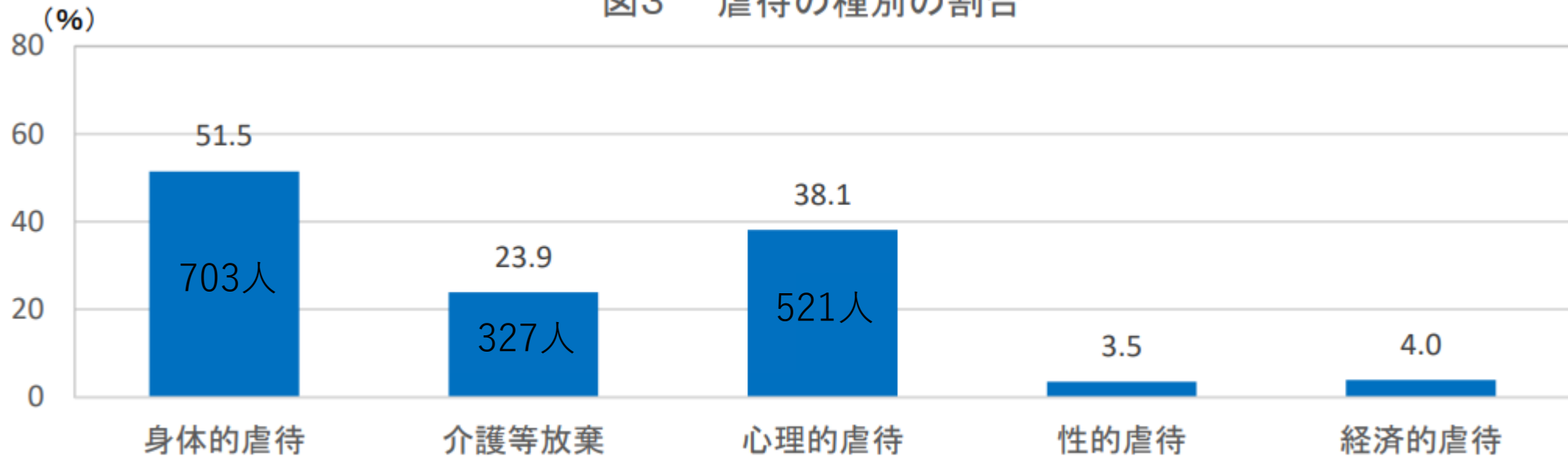
養介護施設従事者等による虐待に係る統計(令和3年度厚生労働省調査より)

図1 養介護施設従事者等による高齢者虐待の
相談・通報件数と虐待判断件数の推移



養介護施設従事者等による虐待に係る統計(令和3年度厚生労働省調査より)

図3 虐待の種別の割合



※被虐待高齢者が特定できなかった41件を除く698件における被虐待者の総数1,366人に対する集計(複数回答)。

養介護施設従事者等による虐待に係る統計(令和3年度厚生労働省調査より)

表 7 虐待の発生要因（複数回答）

内容	件数	割合（％）
教育・知識・介護技術等に関する問題	415件	56.2
職員のストレスや感情コントロールの問題	169件	22.9
虐待を助長する組織風土や職員間の関係の悪さ、管理体制等	159件	21.5
倫理観や理念の欠如	94件	12.7
人員不足や人員配置の問題及び関連する多忙さ	71件	9.6
虐待を行った職員の性格や資質の問題	55件	7.4
その他	19件	2.6

（注）都道府県が直接把握した事例を含む 739 件に対するもの